

ID: 134

担当部署: 教育委員会 北国博物館 業務係

処分の概要	現状変更許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市文化財保護条例 第11条第3項		
例 規 番 号	平成18年条例第106号		
<p>【根拠条文】 (現状の変更) 第11条 所有者等が市指定文化財の現状を変更しようとするとき、又は所有者等その他関係者 がその保全に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受け なければならない。ただし、修理その他維持の措置をする場合は、この限りでない。 2 教育委員会は、前項の許可について必要な指示を与え、又は条件を付することができる。 3 第1項の許可を受けた者が前項の指示又は条件に従わないときは、教育委員会は現状変更の 停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日